# 多重債務解消支援プログラム実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、生活保護の受給者に対し実施する多重債務解消支援プログラム（以下「プログラム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象者の範囲）

第２条　プログラムの対象者は、多重債務者であって、現に督促等により日常生活に支障を生じている者又は債務整理を行うにあって、助言等を希望する者とする。

２　前項の規定に該当する者について、担当ケースワーカーは、多重債務解消支援プログラム対象者名簿（様式第１号）を作成するものとする。

（説明及び同意）

第３条　担当ケースワーカーは、前条の対象者に対し、プログラムによる支援方法の説明を行い、同意書（様式第２号）の提出を受ける。

（具体的支援）

第４条　担当ケースワーカーは、対象者の早期債務整理に向けて、次の各号に掲げるとおり支援するものとする。

(1)　対象者に債務解消及び法テラスへの相談を助言すること。

(2)　対象者から債務整理の状況について随時報告を求めること。

(3)　必要があれば、相談・処理窓口に進捗状況を確認すること。

(4)　過払い金が生じた場合の当該債務整理に係る弁護士費用等への充当、残余がある場合の返還金等について検討すること。

（進行管理）

第５条　査察指導員は、担当ケースワーカーの多重債務解消支援の進行管理を多重債務解消支援プログラム管理台帳（様式第３号）（以下「管理台帳」という。）により行うものとする。

２　担当ケースワーカーは、支援状況及び債務整理結果を確認し、管理台帳に記録するものとする。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月１５日から施行する。